

【翻訳】

ケインズ『平和の経済的帰結』を読む¹

ソースティン・ヴェブレン

訳 雨宮 昭彦、若森 みどり、凌^{りょう} 霄霞^{しょうか} *

外交文書の取り扱いに関するケインズ氏の流儀

[ケインズ氏の] 本書が書かれてから、およそ1年が過ぎた。その議論の多くは予測のようなものであったので、かなりの部分は、この数ヶ月の間に、出来事の突然の進展によって追い越されてしまった。したがって、現在の事実から著者の議論を読むのは、ほとんど公正ではないのであって、むしろ本書は、次のような観点から読まれるべきであろう。すなわち、その観点とは、ヴェルサイユ講和条約 [以下、講和条約、ないし単に条約] と国際連盟の、あらかじめ予想されえた外交上の潜在的可能性や、条約と国際連盟憲章 (Covenant) によって与えられた権力を背景にした、政治家的管理の過程で起こりうる事態の、予想される諸結果である。本書は、外交の使い方を知悉し、広範な財政政策の詳細に通じた人によってなされた、まじめで、すこぶる公正で、達者な議論である。そして、本書に与えられてきている幅広い人気と真摯な配慮は、本書の非常に実質的なメリットを反映している。だが、同時に、同じ事実は、次のことを示すであろう。それは、本書の観点とその議論の方向が、どんなにはっきりと、同様な問題に対する思慮深い人々のごく普通の態度と一致しているかということだ。本書は、政治的な文書を額面通りに受け止めるのに慣れているような人々の態度なのだ。

ケインズ氏が本書を書いたのは条約が定式化された頃であり、その実際の作用が示されるよりも前であったが、彼は、条約を、平和の諸条件に関する決定的な定式化として受け止めている。つまり、更なる交渉と挑戦的な企ての継続に向けた戦略的出发点というよりも、むしろ最終的な解決として受け止めているのだ。ケインズ氏は、この紆余曲折を経

1 本稿は、Thorstein Veblen, Review: *The Economic Consequences of the Peace*, by John Maynard Keynes, New York, Harcourt, Brace and Howe, 1920. 298pp., in: *Political Science Quarterly*, Vol. 35, No.3, Sept., 1920, pp.467-472、の翻訳である。本文の小見出しは訳者が付けたものである。

* 雨宮 昭彦：首都大学東京 大学院社会科学研究所科経営学専攻 教授
若森 みどり：首都大学東京 大学院社会科学研究所科経営学専攻 准教授
凌 霄霞（りょう しょうか）：首都大学東京 大学院社会科学研究所科経営学専攻 修士課程

た交渉の間中、講和会議とずっと緊密に関わってきたにもかかわらず、そのような受け止め方をしているのである。この交渉によって、列強の最高権力者たちは、この文書の中に具体化されている取引を達成した。これらの交渉は、最高権力者たちの間の交渉にふさわしく、もちろん、まったくの秘密であった。しかし、それらがどんなに狡猾な秘密事項であろうとも、政治的宣伝屋の、あの隠された秘密会議の性質と目的は、すでに一年前には、外部の者には明らかなものとなっていた。それだけに、ケインズ氏のように非常に賢くて、極めて有利な立場にあった観察者が、結果的に、彼らを、どの程度であれ善意 (bona fides) を持って評価したり、あるいはまた、いかなる最終的な帰結をも、彼らの交渉から生じた外交文書に求めたりしているのを知るのは、驚きである。

書かれていない条項——「旧状」の再建とポリシェヴィズムの抑え込み

条約は、事実上、国際的な警戒心を保護するという特殊な目的から、旧来の状態 (*status quo ante*) を再建することを企図していた。条約が (国際連盟とともに)、世界平和の解決をもたらす代わりに示してきたのは、それ自身は外交的冗言の目隠しに他ならず、その背後では、列強の最高権力者たちが政治的な詭弁と帝国主義的な権力拡大を追求しつづけているということだ。こうしたことのすべては今や明白であり、それを認めるのに特別な勇気が必要とはしない。こうしたことのすべては一年前にケインズ氏にとって十分に明白であるべきであったと言っても過言ではない。しかし、この明白な状態に注目できなかった点で、ケインズ氏は、賢明な市民の一般的な態度を反映しているだけである。彼の議論は、したがって、その条約に託された意図や、あるいは条約の有効な使用に関する事柄というよりも、むしろその条約の字づらに関する、実直で極めて知的な解説にすぎない。その場合ケインズ氏が重要な事実をうまく回避したのだと言ったら、それはおそらく不作法な誇張ではあろう。しかし、それとは反対のことを同様に明白に述べるならば、それは、真実からさらにいっそう遠くなるであろう。

過去数ヶ月の出来事が示したのは、条約 (および国際連盟) の中心的な最も拘束力ある規定とは、ソビエトロシアを抑え込むために列強政府が一致団結することにしたという記録されていない条項であるということだ。この場合、「記録されていない」というのは、もしも、その記録が、国際連盟もしくは諸列強の秘密の記録保管所のどこかで見つからないならば、ということである。この認知されていない協定の他には、何らかの性格の安定性や結合力をもつものは、この条約の中には何も無いように思われる。もちろん、このソビエトロシアを制圧するための協定は、条約の原文の中に書かれてはいなかった。むしろこのテキストが書かれたのは羊皮紙の上だったと言われるかもしれない。継続的な戦闘的作戦のための、そのような協定を正式に公言することは、秘密外交のやり方には適合しな

いであろう。また、[秘密協定の公言は] この件の緊急性を最高権力者たちと同じ視点から見るができない列強の諸国民を過度に刺激することになるのではないかということも考慮したのかもしれない。こうして、ポリシェヴィズムを抑え込むという難しいが避けられない課題に、この秘密会議 (the Conclave) は最初から直面していたのだが、この課題は、会議の条約から予想される諸結果についてのケインズ氏の分析では、いかなる役割をも果たしてはいないのである。それでも、今や十分に明白なことは、ロシアのポリシェヴィズムに反対するこの秘密会議の作戦の緊急性が、これまでに、他のどの考慮をも超えて、条約の案出を決定したということである。これは、列強の最高権力者たちが共通してもつ唯一の関心事であるように思われる。そして、他の全ての点では、彼らは、第一次世界大戦の発端となった、あの帝国主義的な現状 [を維持する] という精神のもとで、相互の警戒と食い違った目的に夢中になっているように思われる。そして、そのようなことは、未来についても、つまり、ソビエトロシアあるいはロシアに対する内密の戦争において同盟を結んだ列強が限界点に達した後までも、言えそうである。それは、事の本質上、容赦のない戦争である。だが、それは、同様に、事の本質上、公言されえない企てなのだ。

不在所有制への脅威と大統領の役割、またはケインズ氏第 1 の過誤

ソビエトロシアに対する列強政府間のこの緊急作戦を非難したり、あるいはそれに賛成して何かを言ったりする必要は、まったくないであろう。しかし、その緊急性とその性格に注目することは、次の事実に注目するのと同じように、必要なことだ。つまり、講和条約の実際の案出におけるこの重大な要因は、これまでに提供された講和条約とその諸帰結に関する最も有能な [ケインズ氏の] 分析のなかで、明らかに注意を引かなかったということである。それが見落とされてきたのは、おそらく、それが決着済みで当たり前の事柄だったからなのだろう。しかし、この見落としは不幸である。とりわけ、この見落としの結果、ケインズ氏は、アメリカ大統領 [以下、大統領] および大統領の交渉過程における役割について、良識を欠いた性格づけをしてしまったのだ。[本書の中で] ケインズ氏は、大統領、および列強の最高権力者たちとのあの交渉過程に巻き込まれ、公言していた大統領の目的が多くての譲歩や広範囲にわたる敗北に帰したことについて、軽蔑的な調子の文言を書き連ねていた。[しかし、本来ならば] ケインズ氏は、反ポリシェヴィキ問題の重大さを認識することによって、すなわち、あの会議の審議のなかで反ポリシェヴィキ問題が有していた偏在的で圧倒的な力を正しく認識することによって、大統領および調停者としての大統領の仕事についての正しい分析を台無しにしたあのような礼儀を欠いた表現から、免れるべきであったのだ。

ポリシェヴィキと最高権力者たちとの不和の本質的な功罪は、即座に決められるような

事柄ではないし、ここで考慮する必要もないことだ。しかし、調停者としての大統領の仕事の難しさは、彼が直面したこの問題の性格について、何らかの注意を払わなければ、正しく認識することはできないのである。それゆえに、偏見をもたずに、この件に関わる主要な事実を想起することが必要であるように思われる。なぜなら、大統領が会議での交渉過程で直面していたのはこれらの事実であるからだ。さて、その際に注目すべきは、ポリシェヴィズムは不在所有制 (absentee ownership) に対する脅威であるということである。同時に、現在の経済的・政治的秩序は、不在所有制に基づいている。アメリカを含む諸列強の帝国主義的政策もまた、彼らすべての政治的交渉における永続的な主要目的として、不在所有制の維持と拡大を注視している。それゆえに、不在所有制は、あらゆる文明化した諸国民の過去から手渡されてきたあの法と秩序のスキームに従って、また最高権力者たちが生まれつきの好みや職務から関与している、そのスキームの永続性に従って、法と秩序の基盤なのだ。このことは、あらゆる文明化した諸国において、その経済的・政治的秩序にあてはまる。それら諸国では、所有権 (property rights) の安全は、事実上、立憲体制の唯一の関心事となったのである。

[ウィルソン大統領の] 14 箇条が作成されたさいには、不在所有制が近代の文明化した諸国の中でこのような卓絶した場所を占めるようになったということについての、当然あってしかるべき認識が欠如していた。また、文明化した人類の有する、この [不在所有制という] 最も重要な制度が、産業と教育の発展によって本質的に不安定な均衡のなかにあることについても、十分に認識されてはいなかった。ポリシェヴィキの影響力は、この 14 箇条が作成されたときには、まだ脅威を示してはいなかった。14 箇条の執筆は、ヴィクトリア中期自由主義の人間の精神において行われたのであって、民主主義がこの間に個人の自由というヴィクトリア中期のスキームから逸脱して成長し、所有権の民主主義 (democracy of property rights) へと発展したという事実が認識されてはいなかった。ポリシェヴィキによる体制転覆とソビエトロシアの台頭までは、[民主主義と所有権との] この新しい複合体は、政治の諸問題に関する古き良き思考様式で教育された人々には、明らかな事柄ではなかったのだ。

しかし、講和会議の頃には、ソビエトロシアは、政治的・経済的地平に現れた、最も巨大で最も当惑させる事実となった。したがって、詳細に考察し始めると直ちに、逐一、次の点が明らかになった。すなわち、不在所有制の要求は、既存の秩序の必要条件と一致するということであり、不在所有制のこれらのもっとも重要な要求は、同時に、ヴィクトリア中期の自由主義の人間の原理とは相容れないということである。したがって、残念そうで不承不承にはあるが避けられないという態度で、不在所有制を救い 14 箇条を放棄することによって既存の秩序を救済することは賢明な政治家の資質の一部となったのだ。ポリシェヴィズムは不在所有制に対する脅威であった。そして、ソビエトロシアでの出来事

に照らしてみても逐一明らかになったことは、ボリシェヴィズムとその機能の全てをどんな犠牲を払っても決定的に制圧することによってのみ、既存の政治的・市民的秩序が基礎を置いている、あの所有権の民主主義のために世界が救われうることであった。こうして、どんな犠牲を払ってでも、国際法を無視してでも、ボリシェヴィズムを根絶することは、既存の秩序の守護者全てにとって筆頭の関心事となったのである。

お望みなら、この〔大統領の〕議論は、時代遅れで復古的であるとして、その議論の前提に難くせをつけることも可能だ。あるいは、また、ここで直面している問題の性格を考慮し、それにあまりにも直截に左右されすぎたとして大統領の欠点をあげつらうことも可能だ。しかし、大統領は、商業化された帝国主義の既存の秩序の維持に、信念によって、彼の高い地位によって、コミットしていた。したがって、この思いがけない状況に直面した彼の見かけ上の敗北は、敗北というよりも、むしろ戦略的な再調整であって、それは、必要欠くべからざる事柄を、彼の威信をある程度かけてまでも達成するために、意図されたものであった。その主要なモチーフこそが、どんなことをしてもボリシェヴィズムを打倒することであった。したがって、この秘密会議の審議におけるアメリカ大統領の役割を十分に検討するならば、この人物の性格は、ケインズ氏が、この件に関するあまりにも皮相的な見解の中で、この人物の特徴としたような、あの小心、優柔不断、無能さなどではなくて、むしろ目的についての洞察力、勇気、才能、不屈さであることを確信させるであろう。

賠償金の寛大な取り立て人たち、またはケインズ氏第2の過誤

ケインズ氏は、不在所有制の民主主義（democracy of absentee ownership）のために世界を安全なものにしようとする、こうした卓絶した必要性が存在したことを見落としてしまったのだが、彼は、そのために、ドイツの賠償金に関する条項を過度に悲観的に見るという結果に陥ってしまっている。[だが、ケインズ氏の悲観的見解とは反対に、]ある種、共謀のうえでなされた怠慢にも等しいような注目すべき寛大さが、これまで、列強のドイツに対する取り扱い方を特徴づけてきているのだ。つまり、ドイツの賠償金を扱う規定は、暫定的で仮のものでしかないことが明らかになってきたのである。

もしも、それら諸規定が、外交的なこけおどしとして見なされるべきではなく、ドイツに反動的体制を復活させ、それをボリシェヴィズムに対する防波堤にするために必要とされる再建期間のあいだ、時間を稼ぎ、注意をそらし、様々な請求者たちを適度に忍耐できる気分にしておくことを意図して作成されたものであったとするならば、これは全くありうる事柄として、あらかじめ想定されていてもよかった、と思うのだが。これら諸規定は、これまでに試験的実施にまで至ったあらゆる点ですでに本質的な修正を受けてきたし、ま

たそれらのどれもが、なんらかの統一的なやり方で実践されるだろうと信ずるべき、いかなる徴候も、いかなる理由も、今のところ存在しない。それら諸規定は、明らかに、交渉のための基礎という性質を持っており、ご都合主義的なその時その時の事情が指示しうるような、不確定なさらなる調整にふされることになっているのである。そして、この場合のご都合主義は、次の2つの主要な配慮にそって運用されているように思われる。すなわち、(a) ロシアまたは他のどこかのボリシェヴィズムの打倒、(b) ドイツにおける不在所有制の継続的で安定した保持。

つまり、ドイツは、国外のボリシェヴィズムと国内の急進主義に対抗する運動の中で、帝国の既存の秩序を実質的に弱められてしまうような程度にまで、無力化されてはならないのである。また、こうしたことから明らかになるのは、ドイツに対する賠償金は、財産階級や特権階級の〔不在所有から発生する〕所得 (free income) をひどく減ずることになるほど徴収されるべきではないということだ。〔なぜなら〕彼らだけが、不在所有制の民主的諸利害 (democratic interests of absentee ownership) を守ると当てにできるからだ。したがって、賠償金が課すことになるような重荷は、都合よく、支配されるべき無産の労働者階級に多少とも直接的に課せられうる量を超えてはならないのである。こうした既存の秩序の安全性を考慮することが要請されているのであるが、そのために、講和条約の諸条項は、所有権の没収を必要とすることになるようなあらゆる措置を抜け目なく回避していることが観察されるであろう。

他方で、もしも、これらの条項が、不在所有制の継続的な安全性に対する鋭い眼差しをもって描かれていなかったならば、ドイツの工業を実質的に混乱させることなく、そして不在所有者以外の人々に苦痛を与えることなく、ドイツの富から十分な賠償金を集めることには、いかなる重大な困難も存在しなかったはずであろう。ドイツの所得のうちのあの〔不在所有者に属する〕多くの部分を、ドイツの侵略から被害を受けた人々の利益へと転換するという目的で、ドイツの国家、州、地方自治体に、それらが〔主として財産階級や特権階級に〕負っている戦時債務を包括的に放棄させ〔、したがって、彼ら不在所有者への債務償還を止めさせ〕るということ、なぜ、講和条約は規定すべきではなかったのか。その理由は、他にはどこにもないのだ——不在所有制という理由以外には。こうして、その富が〔戦時公債のような〕有価証券 (securities) によってカヴァーされており、したがって、不在所有者たちによって所有されている限りでは、ドイツの富の包括的な没収を邪魔だとする他の理由は存在していないのである。しかも、これらの不在所有者たちの戦争犯罪に関してはいささか疑問の余地がないのだ。

だが〔彼ら不在所有者が戦争に責任があるからといって〕、もしもそのような措置が取られるならば、あの社会秩序は破壊されるのであろう——つまり、会議の最高権力者たちや、彼らが守護者である利害関係者たちに関わる限りでの不在所有制の秩序は。したがっ

て、この〔不在所有から発生する〕所得 (free income) のいかなる部分をも、ドイツの不在所有者たちが連合側諸国にもたらした戦争による被害者を救済するために、転用するということは、適切ではないのであろうし、〔実際、〕そのような考え方は、受け入れられもしなかったのだ。事実上、既存の政治的・経済的秩序を保護し、世界を投資家の民主主義 (democracy of investors) にとって安全にすることに努めるという点で、戦争に勝利した列強の政治家たちは、戦争犯罪者であるドイツの不在所有者たちの味方であり、彼らの下層にある住民たちに敵対しているのである。もちろん、こうしたことはいずれも、全く通例のことであって、とくに非難されるべき事柄ではないのだろう。〔それだからこそ、〕ケインズ氏の経済的帰結の論評の筋道も、それによって、まったく、いかなる程度たりとも、妨げられることはないのだ。

講和条約が戦争被害者たちを償うために設けた控えめな条項さえも、これまでのところ、ひたすら、抜け目なく管理された寛大さをもって実施されてきた。それは、ドイツ帝国の旧来の状態 (the German-Imperial *status quo ante*) を支持するという、紛れもない党派的バイアスによって特徴づけられている。そして、そのことは、また、軍備縮小や軍需産業と戦争関連組織の断絶にふれた条項にも当てはまる。つまり、どの条項も、よく練られた、〔どんでん返しに満ちた喜劇である〕オペラブッフア (*opéra bouffe*) の精神で実施されてきているのだ。実際、この講和条約の暫定的な合意事項の実施においてこれまでにとられた措置は、このことに関するケインズ氏の理解に対して、〔それが非現実的であることを嘲笑するかのような〕何かしら倒錯した旋律を浴びせかけているのである。

ソースティン・ヴェブレン

ニューヨーク市在住